

名家連ニュース

平成31年2月21日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 589号

精神疾患脳内ネットワークを推計するAI手法開発 名古屋大の研究グループ



名古屋大は24日、同大の研究グループが精神疾患に関わる脳内ネットワークを推定するAIの手法を開発したと発表した。自閉スペクトラム症(ASD)と統合失調症に関わるゲノム変異の影響が脳の各領域にどのように伝播し、疾患に関わるネットワークを形成しているのかを調べ、両疾患で約80%の類似性があることを確認したという。

ASDと統合失調症に代表される精神障害は、ゲノムと環境の複合要因による脳機能障害が原因とされているが、その基盤となる分子や細胞、回路レベルにおけるメカニズムは解明できていない点が多い。

同大大学院医学系研究科システム生物学分野の川久保秀子特任助教、島村徹平特任准教授らの研究グループは、AI技術の機械学習の手法を開発し、その手法を疾患に関わる遺伝子群と脳機能ごとの遺伝子ネットワークに適用。解析の結果、疾患と強い関係があるとされている扁桃体や前頭葉を中心に、脳のさまざまな領域にゲノム変異の影響が伝播していることを推定した。

今後、個々のゲノム情報に基づいた新しい診断法や治療法の開発の基盤になることが期待できるといふ。この研究の成果は、英国の科学雑誌「Bioinformatics」に掲載された。(1月25日CBニュース)

障害年金「家族の心得」シリーズ②

発症から長い年月が経過した後になって障害年金を請求するときには、カルテの保存期間(最低保存期間5年)や廃院などの理由で初診日の証明が困難になってしまいます。

初診日証明の心得① カルテによる証明ができないときは、他の書類等により初診日を証明できることがあります。厚生労働省では初診日を証明できる可能性があるものとして下記を例示しています。

- ・ 事業所の健康診断の記録
- ・ 発行日や診療科等が確認できる診察券
- ・ 健康保険の給付記録
- ・ 障害者手帳作成時の診断書
- ・ 入院記録及び診察受付簿
- ・ お薬手帳(発行日(受診日)や診療科等が確認できるもの)
- ・ 領収書(発行日(受診日)や診療科等が確認できるもの)

初診日証明の心得② 初診日は、精神科とは限りません。家族も本人も精神疾患を疑う前に、内科や耳鼻科など他科を受診しているケースは多々あります。精神科の初診日に年金の納付要件を満たしていなくても、以前に他科を受診していた時であれば要件を満たしている場合、20歳前に他科の受診歴がある場合でも「現在の精神疾患との因果関係」が証明できれば、他科を初診日として年金受給に至ったケースは珍しくありません。



初診日証明の心得③ 上記の初診日証明に代わる書類がない場合は、第三者証明(初診日に関する第三者からの申立書)を活用しています。(※平成27年10月の改正で20歳以降の方も対象となりました)

- ・ 申立人は三親等以外の人で原則2名以上の人に作成してもらう必要があります。
- ・ その他初診日を推定できる参考資料と一緒に提出する必要があります。

①②③の場合は、相談者と一緒に書類を確保し、社会保険労務士に繋がります。諦めずにご相談下さい。